

種類	職業安定法			労働者派遣法	
	有料職業紹介事業	無料職業紹介事業	学校等無料職業紹介事業	一般労働者派遣事業	特定労働者派遣事業
要件	大臣の許可	大臣の許可	大臣への届出	大臣の許可	大臣への届出
有効期間	3年	5年	-----	3年	-----
更新期間	5年		-----	5年	-----
禁止業務	港湾運送業務 建設業務 省令で定める業務	制限なし	制限なし	港湾運送業務 建設業務 警備業務 医師・歯科医師・看護師等の行う医療関係業務 (紹介予定派遣をする場合を除く)	
責任者	必要		不要	必要 (派遣先責任者については、派遣先の労働者数(派遣労働者を含む)が5人を超えないとき、または派遣期間が1日を超えないときは、選任しなくともよい)	
その他ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・委託募集(有料)の際は、大臣の許可を受けなければならない ・委託先への報酬額については、あらかじめ、大臣の認可を受けなければならない ・委託募集(無料)の際は、大臣に届け出なければならない ・労働組合等が大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる(許可の有効期間・有効期間の更新とも5年) <p>【求人・求職の申込み】 原則：職安所および職業紹介事業者は、求人・求職の申込みをすべて受理しなければならない。 例外：次のいずれかに該当する場合、求人・求職の申込みを受理しないことができる。 (求人・求職とも) 申込み内容が法令に違反するとき (求人のみ) 申込みの内容である賃金・労働時間その他の労働条件が著しく不相当であるとき (求人のみ) 求人者が労働条件の明示をしないとき</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先は、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない ・期間の定めのない場合の派遣可能期間は、1年とする ・物の製造業務についての派遣可能期間は、平成19年2月28日までは、1年とする ・派遣期間の制限がないもの 政令で定める26の専門的業務 事業の開始、転換、拡大、縮小、廃止の業務で3年以内に完了予定のもの 1ヶ月の日数が通常の労働者より相当少なく、かつ、10日以下の業務 産前産後休業、育児休業・介護休業等をする場合における業務 ・紹介予定派遣を受け入れる際は、6月を超えて、同一の派遣労働者を受け入れるてはならない。 ・派遣元事業主は派遣元管理台帳を作成し、3年間保存しなければならない。 ・派遣先は、派遣先管理台帳を作成し、3年間保存しなければならない。 	